

海岸漂着物運搬処理業務仕様書

1. 業 務 名 海岸漂着物運搬処理業務（勝本）
2. 業務期間 令和9年2月5日限り
3. 業務場所 壱岐市勝本町
4. 業務内容 発注者が指定する集積場所から海岸漂着ごみを収集し、島外搬出処分を行う。
但し、発泡スチロールについては市が指定する場所への運搬までを業務範囲とする。
※別発注の「海岸漂着物回収業務（勝本）」の受注者と連携のうえ進めること。
（収集日時の調整、分別の指導 等）

〔収 集〕 漂着ごみを集積場所から引き取り、仮置き場（積替保管場所）まで移動させること。

〔運 搬〕 集積した漂着ごみを仮置き場から産業廃棄物処理場まで搬送すること。
※発泡スチロールについては市が指定する場所までの搬送とする。

〔処 理〕 漂着ごみを産業廃棄物処理場にて処分すること。
※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に運搬、処理すること。

5. 運搬処理量 廃プラスチック類 3 2 0 m³ （金属類、ガラス・ビン類等を含む）
 発泡スチロール 8 0 m³
 合計 4 0 0 m³
 ※実際の運搬処理量が上記と異なる場合は、実績数量に応じて契約変更を行う。
 ※数量に変更が生じる場合は、事前に監督員と協議し指示を仰ぐこと。
 ※廃プラスチック類・発泡スチロールの分別が正しく行われていない場合は、
 受注者の責任において処理すること。

6. 運搬・処理について

廃プラスチック類は、運搬業務受注者が処分業務受注者の処理先へ運搬し処理するものとする。処理量についてはマニフェストの数量と一致することを確認のこと。

発泡スチロールは、「旧石田町環境美化リサイクルセンター」へ搬入するものとし、運搬量については発注者の確認を受けること。

※運搬業務については再委託を禁止する。

7. 安全対策

業務の実施にあたっては「労働安全衛生法」その他関係法規を熟知のうえ、十分な対策を講じること。
万が一、作業中に事故等発生した場合は、速やかに監督員へ連絡すること。

8. 報告書

業務完了時には「委託業務完了通知書（市指定様式）」と併せて、次の書類を提出すること。

- ①「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の総括表およびE票原本（処理委託先が中間処理業者の場合はD票でも可）
- ②作業報告書（様式は別途定める）

③写真帳および写真データ

- ・回収物の引取状況
- ・一時保管の状況（数量が分かるように撮影し、必要によりポール、テープ等を使用のこと）
- ・運搬処理の状況（積込、搬入、処分）

9. 契約について

本業務落札者と運搬業務についてのみ契約する。

処分業務については、落札者が見積もった金額により落札者指定の処分業者と契約する。

10. その他

この仕様書に記載のない事項については、その都度、監督員と協議し業務を行うこと。